

消費税軽減税率制度導入で

日々の事務作業が変わる？

どんな準備が必要？

ネットde記帳

消費税区分経理もチェック！

平成 29 年 10 月

富山県商工会連合会

● 消費税はいつ 10%に引き上げられる？



平成 31 年 10 月 1 日から

● 軽減税率制度とは？



消費税 10%への引上げと同時に、低所得者層へ配慮する観点から「軽減税率制度」が導入されます。消費税率が、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になるため「適用税率ごとに区分した消費税額の計算」や「商品ごとの適用税率及びその合計額を記載した請求書等の発行」といった**新たな作業**が出てきます。

消費税の軽減税率制度の概要

軽減税率制度の実施時期	平成 31 年 10 月 1 日(消費税率の引上げと同時に)
消費税率等	標準税率は 10% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%) 軽減税率は 8% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%) (注)
軽減税率の対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 ※食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含みます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象品目には含まれません。 ②週 2 回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)
帳簿及び請求書等の記載と保存	●軽減税率の対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要になります。 ●仕入税額控除の要件は、現行「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした 区分経理に対応した帳簿及び請求書等(区分記載請求書等)の保存が要件 となります。
税額の計算	●売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 ●区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額(売上税額)又は仕入れに係る税額(仕入税額)の計算の特例があります。

※平成 29 年 9 月現在の法令に基づいてこの冊子を作成しています。

(注) 消費税等の軽減税率は、現行と同じ 8%ですが、消費税率(6.3%→6.24%)と地方消費税率(1.7%→1.76%)の割合が異なります。

● 軽減税率制度は 多くの事業者に影響があります！

製造業や建設業は関係ない?! そんなことないんです。



課税事業者の方

- ◎軽減税率対象品目の仕入れがある方
- ◎軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方がある方

→ お客様に出すお茶や会議用のお弁当等の会議費や、交際費として飲食料品を購入した経費について、消費税を区分経理する必要があります。
食品製造業は、売上げと仕入れについて消費税の区分経理が必要となります。

免税事業者は関係ない?! そんなことないんです。



免税事業者の方

- ◎軽減税率対象品目（8%）の売上げがある事業者の方

→ 取引先の経理処理の関係上、軽減税率の対象品目の取引について、請求書、レシート、領収書等へ軽減税率対象品目・税率ごとの税込合計額の表示が求められることが想定されます。
このため、レジの改修やレジの買換え・導入、レシートへの手書き補完方法の検討、または別途領収書を個別に発行する等、取引先との関係を踏まえて対応を検討しておくことが必要です。

飲食料品の取扱い（売上）がない場合や免税事業者の場合も 軽減税率制度への対応が必要です

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例) 飲食料品を取扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店、菓子店等）、飲食業（テイクアウトがあるレストラン等）等
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- ①発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- ③申告時の税額計算
※仕入のみの場合は②と③

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

おしえて Q&A

軽減税率制度の実施後、免税事業者からの課税仕入れについて仕入税額控除はできますか？

平成31年10月1日から同35年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、免税事業者からの課税仕入れについては、現行と同様に仕入税額控除の適用を受けることができます。

※平成35年10月1日より、適格請求書等保存方式が導入されます。

● 消費税の軽減税率制度の対象品目をみてみましょう！

■ 軽減税率制度の対象品目

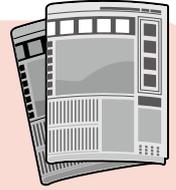
軽減税率（8%）の対象品目は、①飲食料品（お酒や外食サービスを除く）、
②週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）です。

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
（定期購読されるものに限る）



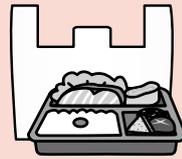
① 飲食に用いられる設備（椅子・テーブルなど）のある場所において、② 飲食料品を飲食させるサービス

外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食



持ち帰りのための容器に入れ、または包装を施して行う飲食料品



- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当（※）

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で提供される飲食料品



飲食料品

（食品表示法に規定する「食品」）

酒類



一体商品



1万円（税抜）以下の少額のもので、価額のうちに軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上である場合に限り、全体が軽減税率の対象となります。

医薬品 医薬部外品等



下記のサイトに軽減税率制度に関するいろいろな情報がありますのでご活用ください。

※国税庁 軽減税率制度に関する情報について

[国税庁 軽減税率制度](#) [検索](#) ↗



※中小企業庁 軽減税率制度に関する情報について

[中小企業庁 軽減税率制度](#) [検索](#) ↗



※富山県商工会連合会 軽減税率制度に関する情報について

[富山県商工会連合会](#) [消費税](#) [検索](#) ↗



● 新たな日々の作業が出てきます

■ 飲食料品小売業を営む事業者の例

毎日の業務で適切な商品管理を行い、個々の商品の適用税率を把握しておく必要があります。

請求書・納品書等に記載された
適用税率が正しいか確認



毎日の売上げ・仕入れを
適用税率別に区分して記帳



複数税率に対応したレジへの
買替え・改修・導入



新しい記載ルールに則った
請求書や領収書の発行



● 仕入れでの新しい作業

- ・商品の適用税率を把握
- ・納品書に記載された適用税率が正しいか確認
- ・納品書に基づいて標準税率（10%）と軽減税率（8%）に区分して帳簿等に記帳



● 支払いでの新しい作業

- ・請求書等に記載された商品の適用税率に誤りがないかよく確認しましょう
- ・請求書等に基づき税率ごとに分けて帳簿に記帳

● 値付けでの新しい作業

- ・消費税率が混合する仕入れでは、仕入原価が変わるので収益や利益額を考慮して値段を見直す必要があります（例 持ち帰りのお弁当など）
- ・値札、POP、商品カタログの価格改定などについても準備をすすめましょう

● 販売での新しい作業

- ・扱う商品の適用税率を把握し、正しい表示を行う
- ・取り扱う商品ごとの税率について従業員へ周知・教育
- ・軽減税率対象品目の売上げがある場合、請求書等（領収書）に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率の異なるごとに合計した税込金額を記載」し交付する
- ・請求書等（控）に基づき、標準税率（10%）と軽減税率（8%）とに売上げを区分して帳簿に記帳
- ・POS システムの場合は、あらかじめ商品マスターに税率を登録することが必要。登録後、自動的に適用税率ごとに集計されているか確認してみる

● 事前に検討してみよう！

- ・新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行について検討
 - ・複数税率に対応したレジへの買替えについて検討
 - ・消費税区分経理に対応した経理ソフトの導入検討
- etc

● 帳簿や請求書への記載事項が追加！

現行の消費税における仕入税額控除では、「帳簿および請求書等の保存」が必要とされています。現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、次の記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存が要件となります。



1. 区分記載請求書等（請求書やレシートなど）

→ 軽減税率の対象品目であることが分かること
税率ごとに合計した対価の額（税込）の記載

2. 帳簿 → 軽減税率の対象品目であることが分かるように記載

〈現行の請求書等と区分記載請求書等の比較〉

期 間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成 31 年 9 月 30 日迄 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称
平成 31 年 10 月 1 日 ～平成 35 年 9 月 30 日迄 【区分記載請求書等保存方式】	上記に加え 軽減税率の対象品目である旨	上記に加え ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した対価の額（税込）

① 事業者が発行する請求書等

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等保存方式による帳簿と区分記載請求書等の保存が必要となります。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

■ 事業者が発行する請求書等

請求書等には、軽減税率対象品目であることを明示し、適用税率ごとに合計金額を記載します。



請求書	
〇〇御中	
11月分	21,800円(税込)
11/1 りんご ※	5,400円
11/8 カップ・ソーサー	5,500円
⋮	⋮
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円) (8%対象 10,800円)
注) ※印は軽減税率(8%)適用商品	
△△(株)	

現行の記載事項に加え、軽減税率対象品目であることを明示するためのルールその1では、軽減税率対象品目には「※」「★」などを記載、記号が軽減税率対象品目であることを示すことを記載することが必要となります。

ルールその2では、適用税率ごとに合計金額（税込）を記載します。

〈免税事業者であっても新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があります。〉

おしえて Q&A

請求書等に必要事項の記載がないときは？

請求書等の交付を受けた事業者がその取引の事実に基づいて、

①軽減税率の対象品目である旨、②税率ごとに区分して合計した対価の額を追記し、保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます。

なお、事業者による追記や修正は上記の2項に限られ、他の項目についての追加・訂正は認められていません。

②帳簿への「軽減税率の対象品目である旨」どうやって記載するの？

「軽減税率の対象品目である旨」

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「★」等の記号を記載する
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことをあきらかにしていく
※税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や、
税率コードを記載する方法も認められています。

【記号等を使用した場合の帳簿の記載例①(取引ごとの請求書)】

請求書		
(株)〇〇御中		平成XX年11月1日
7,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
合計		7,600円
10%対象		2,200円
8%対象		5,400円

※は軽減税率対象品目
△△商事(株)

請求書		
(株)〇〇御中		平成XX年11月2日
13,530円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	しょうゆ ※	1,080円
11/2	割り箸	550円
11/2	ティッシュ	1,100円
合計		13,530円
10%対象		1,650円
8%対象		11,880円

※は軽減税率対象品目
(株)〇〇物産

総勘定元帳 (仕入れ)		(注) 税込経理	
XX年		摘要	借方
月	日		
11	1	△△商事(株) 雑貨	2,200
11	1	△△商事(株) ※食料品 ①	5,400
11	2	(株)〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	(株)〇〇物産 ※食料品 ①	11,880
⋮	⋮	⋮	⋮

② (※:軽減税率対象品目)

【記号等を使用した場合の帳簿の記載例②(一定期間分の取引をまとめた請求書)】

請求書		
(株)〇〇御中	平成XX年11月30日	
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産

XX年		総勘定元帳 (仕入れ)	(注) 税込経理
月	日	摘要	借方
11	30	(株)〇〇物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産 ※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮

② (※:軽減税率対象品目)

【税率区分欄を設け「8%」と記載する方法や税率コードを記載例③(ネットde記帳仕訳帳)】

532 仕 入 1

伝票NO	29年 月 日	相手科目	摘 要	借 方	貸 方	差引金額
	1. 1	買 掛 金	立山食費 食用米	10 8.0%	10,800	10,800
	1. 12	買 掛 金	立山食費 保冷用氷	10 10.0%	11,000	21,800
			※※月 計※※	21,800	0	

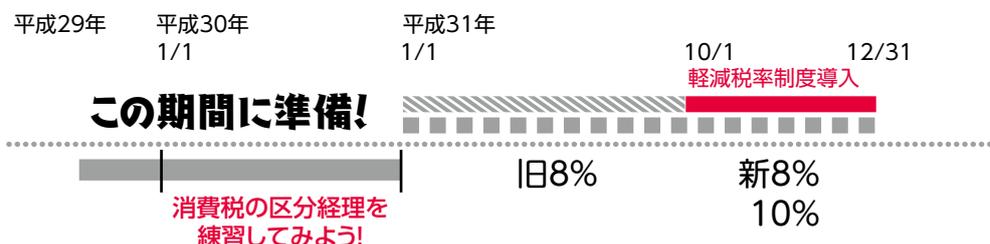
**おしえて
Q&A**

3万円未満の取引に係る仕入税額控除の要件は、これまでと同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項を記載した帳簿の保存のみで適用することができますが、これまでの**記載事項に加え、「軽減税率の対象品目の取引についてはその旨」**を記載することが要件となります。

◎確認作業を考えて分かりやすく記帳！

帳簿への取引の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど**(割りばし→雑貨、牛肉→食料品)**、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できるように記載をしましょう。例えば、氷のように用途が複数考えられる場合は、食用氷、保冷用氷と用途や税率も記載しておきましょう。帳簿をもとに経理ソフトへ仕訳入力する場合は、用途や税率を記載しておくことで入力作業がスムーズになります。

● まだまだ時間があると思いませんか？ 早めの準備が大切です！



平成30年度に消費税区分経理を練習しマスターしよう！

個人事業者の消費税の区分経理では、食料品等を扱う事業者等については、下記のような消費税区分が必要となります。(簡易課税制度の場合は売上区分のみ)

平成31年度の消費税申告(個人事業主)については、課税期間の途中で消費税が引き上げられるため、消費税の区分経理が煩雑になってきます。

1月1日から9月30日まで

仕入れに係る消費税：旧8%、
免税、非課税、不課税
売上げに係る消費税：旧8%、
免税、非課税、不課税

10月1日から12月31日まで

仕入れに係る消費税：新8%、10%、
免税、非課税、不課税
売上げに係る消費税：新8%、10%、
免税、非課税、不課税

消費税の引き上げに伴い、消費税の国税等の税率も変わるため、旧8%税率と新8%税率も区分する必要があり、9/30までの消費税額計算と10/1以降の消費税額計算をそれぞれ行い、合計する方法が推奨されています。

この他、消費税計算にあたり、簡易課税制度の届出特例及び中小事業者の税額計算の特例を選択することもできます。

消費税引上げに備え早めに確認！

- ・ 新しい記載ルールに則った請求書や領収書等の発行
- ・ 複数税率に対応したレジへの買替え・改修・導入
- ・ 会計システムの導入を検討
- ・ 売上げや仕入れの消費税区分経理方法について確認
- ・ 取扱い商品の税率につき把握及び従業員教育
- ・ 値つけやPOP、商品カタログ値段差し替え など

● 軽減税率対策補助金を活用して レジ導入を検討してみよう！

※なお、予算額に到達次第締め切られます。
締切：平成30年1月31日迄

お問い合わせ

軽減税率対策補助金事務局 申請窓口

申請者専用回線

0570-081-222

9:00~17:00(土・日・祝除く)

※B型 受発注システム改修等支援につきましては、詳しくはホームページをご覧ください。

[軽減税率対策補助金](#) [検索](#)

A 型 複数税率対応レジの導入等支援

A 型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請方式に分かれます。

A-1型 レジ・導入型
複数税率対応の機能を有する POS 機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型 レジ・改修型
複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型 モバイル POS レジシステム
複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型 POS レジシステム
POS レジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

■いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

■複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

■申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。
※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、ホームページで公表しています。

● この機会に経理ソフト「ネットde記帳」を検討してみよう！最寄りの商工会へご相談ください。

ネットde記帳が選ばれる理由



誰にでも楽々できます！

パソコン初心者でも安心してご利用いただけます。商工会と相談しながら入力を進められます。



どこでも楽々できます！

インターネットが使えるパソコンがあれば、会社や自宅はもちろん、出張先などの出先からでも、すばやく伝票入力や元帳の確認などができます。



電子申告までできます！

「ネットde記帳」なら、帳票イメージに近い画面からの入力で、簡単に書類を作成できます。

建設業・不動産業・
農業にも対応

税制改正にも
素早く対応！

インストール不要で
手間いらず

万全のセキュリティで
安心・安全なデータ保護

「ネットde記帳」は、月々わずかな費用でご利用いただけます！
さらに、わかるまで・できるまで！商工会のしっかりサポートで安心！

入力確認や操作方法でお困りの際も、商工会にお電話をいただければ、同じ記帳画面を見ながら丁寧に説明します。商工会では記帳・決算・財務分析などの専門的な相談指導も行います。

商工会は、行きます！聞きます！提案します！

わかるまで・できるまで商工会の“しっかり”サポートで、とっても **安心！** ネットde記帳

会員事業所様



証憑整理
データ入力
毎日の業務は
たったこれだけ！

帳簿作成

決算も自動集計、
簡単に提出書類も
作成できます。

「ネットde記帳」なら、
入力確認や操作方法で
お困りの際も、
商工会等にお電話一本！

同じ画面を見ながら
お話できますので、
内容をわかりやすく
お答えいたします。



インターネット

ネットde記帳

商工会



操作指導
内容確認
財務分析
改善提案

「ネットde記帳」ならクラウドサービスなので、データのバックアップ不要！面倒なバージョンアップ等の作業もありません。インターネットにつなげばすぐ使えます！



「ネットde記帳」なら日計表や出納帳をつける感覚で楽々簡単入力！操作などで困ってもお近くの商工会がサポートいたします。



<ネットde記帳による商工会の記帳指導のイメージ>

● 消費税の取引区分をみてみよう！

事業者が行う取引	国内取引	資産の譲渡等	課税資産の譲渡等	I 課税取引
			非課税取引	IV 免税取引
		資産の譲渡等に該当しない取引		III 非課税取引
	国外において行う取引		II 不課税取引	

I 課税取引とはどんなもの？

国内取引で課税対象となる取引は、次の4要件をすべて満たす取引となります。

- ①国内においておこなうもの（国内取引）であること
- ②事業者が事業としておこなうものであること
- ③対価を得ておこなうものであること
- ④資産の譲渡、資産の貸付、サービス（役務）の提供であること

II 不課税取引とはどんなもの？

消費税の課税対象外となる不課税取引とは、課税取引に該当しない取引や国外取引をいいます。

主なもの：青色専従者給与、給与賃金、保険金、共済金、寄付金、慶弔金、見舞金、株式配当金、その他の出資分配金、国等からの補助金、奨励金、助成金、資産の廃棄、盗難、滅失、無償による試供品や見本品の提供、損害賠償金（対価性のあるものを除く）、租税公課に該当する（税金＜印紙税、固定資産税等＞・会費・組合費、入会金）、減価償却費、現金等を一時的に預かる（保証金、返還する敷金、前受金、仮受金）、現金過不足、国外における取引等

III 非課税取引とはどんなもの？

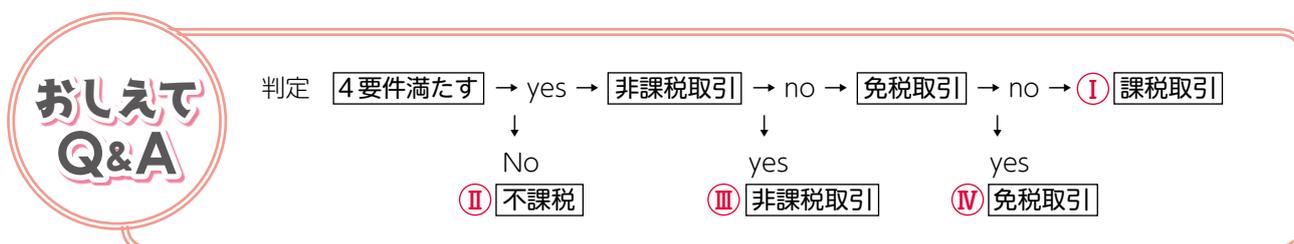
消費税は、消費に広く課税する税の性格から、次の13項目を非課税取引としています。

【消費税の性格から課税対象とすることがなじまないもの】①土地の譲渡及び貸付、②有価証券、有価証券に類するもの及び支払手段の譲渡、③利子に対価とする金銭の貸付及び保険料に対価とする役務の提供（利子、保証料、保険料、共済掛金、手形の割引料、割賦販売等の手数料など）、④郵便切手類、印紙及び証紙、商品券、ビール券などの物品切手等の譲渡、⑤行政手数料（登記、登録、免許、住民票、戸籍謄本など）、外国為替業務に係る手数料に対価とする役務の提供（国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替などのサービスの提供）

【社会政策上の配慮によるもの】⑥住宅の貸付、⑦教科用図書の譲渡、⑧学校教育に関する一定の授業料・入学金・入学検定料・施設設備費等、⑨身体障害者用物品の譲渡及び貸付など、⑩埋葬料・火葬料に対価とするサービスの提供、⑪医師・助産師等によるお産についての資産の譲渡等、⑫公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれに類するものとしての資産の譲渡等、⑬介護保険の規定にもとづく、居宅、施設、施設療養またはこれらに類するものとしての資産の譲渡等・社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等

IV 免税取引とはどんなもの？

国内からの輸出として行われる資産の譲渡または資産の貸付のほか、外国貨物の譲渡または外国貨物の貸付けや国内と国外との間の国際輸送、国際通信、国際郵便等は消費税が免除されます。



勘定科目一覧表兼消費税の税区分表

営業等所得者

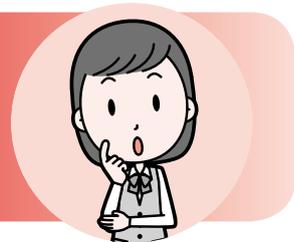
勘定科目		具体例および注意事項	消費税 税区分
売上（収入）金額 （雑収入を含む）		本年中の商品等の売上げ（内容により〔非課税〕あり）	課 税
		社会保険診療収入、商品券等の販売代金	非課税
		保険金収入、事業用消費、国外資産の譲渡収入	不課税
		家事用消費、雑収入（内容により〔非課税〕〔不課税〕あり）	課 税
売 上 原 価	期首商品（製品） 棚卸高	本年1月1日現在の商品等の棚卸高 （注）前年分が免税事業者で当年分に課税事業者となる場合は調整計算が必要	不課税
	仕入金額 （製品製造原価）	商品の仕入れ（内容により〔非課税〕あり）	課 税
		商品券等の仕入代金、運送保険料	非課税
期末商品（製品） 棚卸高	本年12月31日現在の商品等の棚卸高 （注）当年分が課税事業者で翌年分に免税事業者となる場合は調整計算が必要	不課税	
必 要 経 費	租税公課※	①個人事業税、税込経理方式による消費税・地方消費税、事業に使用している土地・建物等の固定資産税、印紙税（印紙代）、自動車税などの税金 ②青色申告会、商工会議所、商工会、商店会などの通常会費や組合費	不課税
	荷造運賃	荷造費用、国内運送費（保険料部分は〔非課税〕〔不課税〕あり）	課 税
		国際運賃	免 税
	水道光熱費	上下水道料、電気料、ガス代や灯油等の購入費	課 税
	旅費交通費	国内の移動にかかる電車代、バス代、タクシー代、宿泊費、日当（通常必要と認められる部分）	課 税
	通信費	国内の電話料、切手・はがき代、郵送料、FAX 利用料	課 税
国際通信、国際郵便料金		免 税	
広告宣伝費	新聞・雑誌・チラシ等の広告料金、広告用のカレンダー等の制作費、ショーウインドウの陳列装飾のための費用	課 税	
	各種プリペイドカードなど物品切手等の無償配布	不課税	

※事業に使用する中古の建物や自動車を取得し、前所有者が支払った固定資産税や自動車税等の未経過分を支払った場合、租税公課に含めず、その資産の取得価額に含めます。

勘定科目		具体例および注意事項	消費税 税区分
必要 経費	接待交際費	接待飲食費、祝品・果物・生花・花輪代等の慶弔費、消費税が課税される贈答品の購入	課 税
		祝金、見舞金、香典、餞別等の現金で支出する慶弔費	不課税
		商品券、ビール券、プリペイドカード等の購入費用	非課税
	損害保険料	事業に使用している資産の火災保険料・地震保険料等の支払保険料、自動車損害保険料等の支払保険料	非課税
	修繕費	店舗、車両、機械、器具備品等の事業用資産の修繕費用	課 税
	消耗品費	事務用品やガソリン等の消耗品購入費、プリンターやパソコン関係費など使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費用	課 税
	減価償却費	建物、機械、車両、ソフトウェア等の減価償却資産の償却費 (注) 減価償却資産の購入費用は [課税]	不課税
	福利厚生費	事業主が負担すべき従業員の健康保険料等の法定福利費	非課税
		従業員の慶弔にともない現金で支給する祝金、見舞金等	不課税
		慰安旅行費（事業主の実費負担額）、祝品・花輪代等の慶弔費	課 税
	給料賃金	給与、賞与、退職金	不課税
		通勤手当（通常必要と認められる部分の金額）	課 税
	外注工賃	加工・修理等を外部に注文して支払った加工賃や手間賃	課 税
	利子割引料	事業用資金の借入金等の支払利息、受取手形の割引料	非課税
	地代家賃	店舗・事務所・倉庫等の使用料、通常の駐車場代、賃借期間が1か月未満の土地の使用料	課 税
		賃借期間が1か月以上の土地の使用料、居住用として契約する建物等の一部を事業用に使用する費用	非課税
貸倒金	売掛金・受取手形・貸付金等の貸倒損失、(注) 課税事業者のときの課税取引にかかわる売掛金等について生じた貸倒金は貸倒れに係る税額控除となります。	不課税	
支払手数料	委託販売手数料、振込手数料等の事務手数料、弁護士、税理士等の業務報酬や顧問料	課 税	
	クレジット手数料、登記等の法令にもとづく行政手数料	非課税	
雑費	事業上の費用で他の経費にあてはまらないもの	物品購入費等対価性のあるもの	課 税
		心付け、車代等対価性のないもの	不課税
引当金等	貸倒引当金	貸倒引当金の繰戻し、繰入れ	不課税
	専従者給与	青色事業専従者に対する給与、賞与	不課税
		通勤手当（通常必要と認められる部分の金額）	課 税

※税区分表は具体例です。現在使用している勘定科目の消費税区分が分からないときは、お近くの商工会にご相談ください。

● 軽減税率制度導入に備え！
**経理ソフト「ネット de 記帳」の
 消費税区分経理を見てみよう。**



① ネット de 記帳の消費税コードを見てみましょう

現在消費税の区分は8%と経過措置対象消費税5%、免税と非課税と不課税の5種類に分類されています。このコードを仕訳時に入力することで消費税がそれぞれの区分に集計されます。

この資料は、現在の仕様についてご説明しています。改正後は、旧8%、新8%、10%と免税、非課税、不課税に区分することが必要となるため、ネット de 記帳も税率区分の追加などのシステム改修を行う予定です。

科目性格		内税入力	外税入力
売上関係	課税売上	10	20
	課税売上控除	12	22
	課税貸倒償却	13	23
	課税貸倒回収	15	25
	非課税売上	30	
	有価証券売上高（非課税）	34	
	不課税売上（精算取引）	40	
	輸出売上	60	
	非課税輸出売上	64	
	不明	99	
仕入関係	課税仕入	10	20
	課税仕入控除	12	22
	共通売上対応課税仕入	11	21
	非課税売上対応課税仕入	14	24
	共通売上対応課税仕入控除	15	25
	非課税売上対応課税仕入控除	16	26
	非課税仕入	30	
	不課税仕入（精算取引）	40	
	輸入仕入		60
	輸入共通仕入		61
	非課税売上対応輸入仕入		64
	輸入仕入（地方消費税）		65
	輸入共通仕入（地方消費税）		66
	非課税売上対応輸入仕入（地方消費税）		69
不明	99		
棚卸調整消費税	棚卸調整消費税（課税）		50
	棚卸調整消費税（共通）		51
	棚卸調整消費税（非課税）		54

③入力時の伝票日付で消費税率が自動表示されます

仕訳入力の際、伝票日付によって消費税率が自動表示されます。

科目別消費税の設定などで消費税率が設定されている場合は科目別消費税の設定が優先されます。
なお、仕訳(伝票)日付が平成26年3月31日以前のときは、科目別消費税登録で消費税率を8%として登録してあっても、5%の消費税率が表示されます。

●入力時の伝票日付が平成26年4月1日以降の場合は消費税率「8%」が自動表示されます。

▼『日常業務』 > 『仕訳帳』

The screenshot shows the '日常業務 > 仕訳帳' (Daily Business > Journal) window. The date is set to 4月 (April) for the period 26/04/01~26/04/30. The transaction is entered as follows:

NO	月日	伝票NO	借方科目	借方補助	貸方科目	貸方補助	消費種	金額	摘要
	H 26 4/01		111 現金		511 売上1		10 売上 1 現金売上	8.0% 3 1,080,000 内 80,000	

The '消費種' (Consumption Type) column shows '10 売上' and '1 現金売上'. The tax rate '8.0%' is highlighted with a red box. The '摘要' (Remarks) column shows '内 80,000'.

④消費税率を変更したい仕訳修正方法を見てみよう

平成26年4月1日以降に消費税率5%の仕訳を入力する場合は、金額欄にカーソルがあるときに、[消費税率変更]を押すと、「8%」⇔「5%」の切り替えができます。

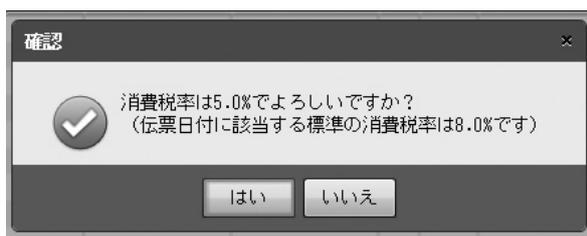
▼『日常業務』 > 『仕訳帳』

The screenshot shows the '日常業務 > 仕訳帳' (Daily Business > Journal) window. The date is set to 4月 (April) for the period 26/04/01~26/04/30. The transaction is entered as follows:

NO	月日	伝票NO	借方科目	借方補助	貸方科目	貸方補助	消費種	金額	摘要
	H 26 4/01		111 現金 1 一般		511 売上1 1 一般		10 売上 1 現金売上	5.0% 1 105,000 内 5,000	

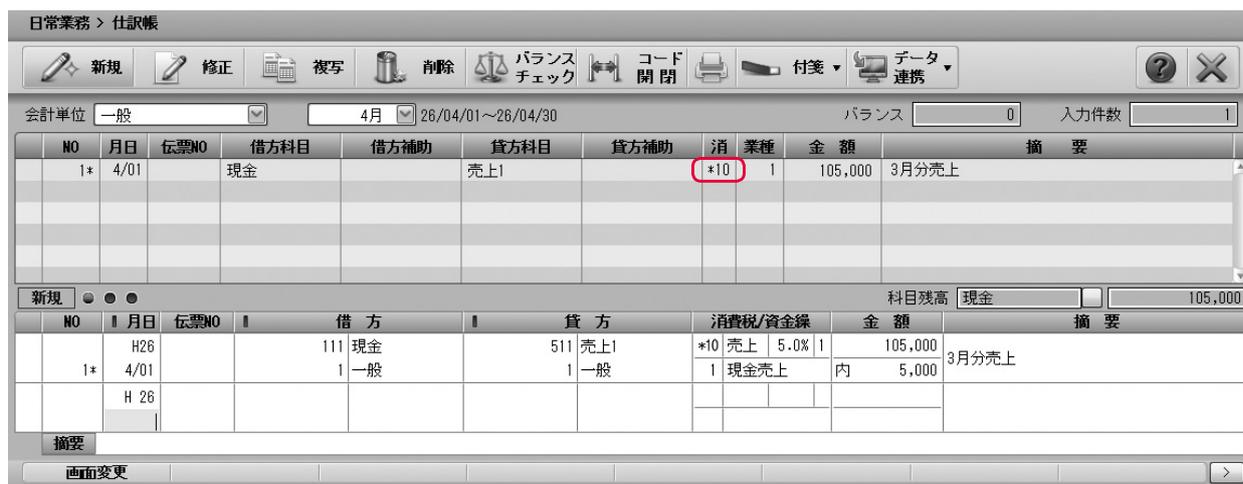
The '消費種' (Consumption Type) column shows '10 売上' and '1 現金売上'. The tax rate '5.0%' is highlighted with a red box. The '摘要' (Remarks) column shows '内 5,000'. At the bottom of the window, the '消費税率変更' (Change Consumption Tax Rate) button is highlighted with a red box.

平成 26 年 4 月 1 日以降の取引仕訳で「5%」の税率は標準税率と異なるため、摘要入力後に次のメッセージが表示されます。



[はい] をクリックすると、仕訳が登録されます。
[いいえ] をクリックすると、金額の入力欄に戻ります。

※旧税率で入力されたデータについては、消費税コードの前に「*」が表示されます。



仕訳帳以外の伝票での操作について

今までの説明では、仕訳帳の入力で税率の表示および消費税率変更を説明してきましたが、現金出納帳などの出納帳、振替伝票などの伝票についても同様の操作になります。

⑤税率ごとの仕訳のみ表示し確認してみよう

『仕訳帳』の「条件入力」で「標準例外区分」を「例外税率」にすることで、旧税率で入力された仕訳のみが表示されます。

▼『日常業務』 > 『仕訳帳』 - 「条件入力」 - 「詳細条件」 - 「標準例外区分」



項目	説明
全件	税率に関係なく、全ての仕訳データが表示対象となります。
標準税率	標準税率が登録されている仕訳データが表示対象になります。 日付が平成 26 年 3 月 31 日以前で入力された仕訳データ⇒5% 日付が平成 26 年 4 月 1 日以降で入力された仕訳データ⇒8%
例外税率	平成 26 年 4 月 1 日以降の日付で入力された仕訳データの中で、5%の税率が登録されたものが表示対象になります。

例) 平成 26 年 4 月 1 日で税率 8%と税率 5%の仕訳データが登録されている。
「標準例外区分」が「全件」の状態。(1 行目は 5%、2 行目は 8%で入力)

日常業務 > 仕訳帳

会計単位 一般 4月 26/04/01~26/04/30 バランス 0 入力件数 2

NO	月日	伝票NO	借方科目	借方補助	貸方科目	貸方補助	消 業種	金 額	摘 要
1*	4/01		現金		売上!		*10 1	105,000	3月分売上
2*	4/01		現金		売上!		10 1	108,000	4月分売上

表示 ● ● ● 科目残高 現金 213,000

NO	月日	伝票NO	借 方	貸 方	消費税/資金繰	金 額	摘 要
		H26	111 現金	511 売上!	10 売上 8.0% 1	108,000	4月分売上
2*	4/01		1 一般	1 一般	1 現金売上	内 8,000	

摘要

画面変更 条件入力 一括削除 再表示 一括置換

「条件入力」をクリックし「標準例外区分」で「例外税率」を選択。

出力条件設定

基本設定 詳細条件

消費税区分 全件

消費税コード

標準例外区分 例外税率

資金繰コード

金額範囲

摘要

固定摘要 1

固定摘要 2

固定摘要 3

固定摘要 4

固定摘要 5

入力/修正者 すべて

作成/変更日付

データ種別 通常仕訳

ヘルプ OK キャンセル



[OK] ボタンをクリックしたあとの仕訳帳画面

日常業務 > 仕訳帳

会計単位 一般 4月 26/04/01~26/04/30 バランス 0 入力件数 2

NO	月日	伝票NO	借方科目	借方補助	貸方科目	貸方補助	消 業種	金 額	摘 要
1*	4/01		現金		売上!		*10 1	105,000	3月分売上

表示 ● ● ● 科目残高 現金 213,000

NO	月日	伝票NO	借 方	貸 方	消費税/資金繰	金 額	摘 要
1*	4/01		111 現金 1 一般	511 売上! 1 一般	*10 売上 5.0% 1 1 現金売上	105,000 内 5,000	3月分売上

摘要

画面変更 条件入力 一括削除 再表示 一括置換

・ 日付が平成 26 年 4 月 1 日以降で税率が「5%」の仕訳データが表示されます。

⑥登録済みの定型仕訳パターンの消費税率について

改正消費税対応前のシステムで登録された定型仕訳については、消費税率は「標準税率」となっています。したがって、伝票日付により消費税率は異なってきます。

【標準税率】

仕訳（伝票）日付	標準税率
平成 26 年 3 月 31 日まで	5%（国税 4%、地方税 1%）
平成 26 年 4 月 1 日から	8%（国税 6.3%、地方税 1.7%）

例) 同一の定型仕訳を平成 26 年 3 月 15 日と平成 26 年 4 月 15 日で入力した場合。

日常業務 > 振替伝票

新規 修正 複写 定型 削除 表示 印刷 付箋

会計単位 一般 3月 26/03/01~26/03/31 定型NO 1 広告代

伝票日付 H 26/03/15 伝票NO 1 証憑NO

NO	借方	消費税	金額	摘要	貸方	消費税	金額
1*	569 広告宣伝費 1 一般	仕入	0	広告掲載料			
2*	569 広告宣伝費 1 一般	仕入	0	〇〇ビル看板代			
3*				広告掲載料他 ABC商事	114 普通預金 1 一般		0
						8	その他
新規	借方合計		0		貸方合計		0

NO 借方 消費税 金額 貸方 消費税 金額

1 569 広告宣伝費 10 仕入 0

1 一般 5.0% 内

摘要 広告掲載料

キャンセル 伝票確定

貸借差額金額

日常業務 > 振替伝票

新規 修正 複写 定型 削除 表示 印刷 付箋

会計単位 一般 4月 26/04/01~26/04/30 定型NO 1 広告代

伝票日付 H 26/04/15 伝票NO 1 証憑NO

NO	借方	消費税	金額	摘要	貸方	消費税	金額
1*	569 広告宣伝費 1 一般	仕入	0	広告掲載料			
2*	569 広告宣伝費 1 一般	仕入	0	〇〇ビル看板代			
3*				広告掲載料他 ABC商事	114 普通預金 1 一般		0
						8	その他
新規	借方合計		0		貸方合計		0

NO 借方 消費税 金額 貸方 消費税 金額

1 569 広告宣伝費 10 仕入 0

1 一般 8.0% 内

摘要 広告掲載料

キャンセル 伝票確定

貸借差額金額 消費税率変更

- ・「税率」区分が「標準」となっているため、伝票の日付によって、5%や8%が自動的に表示されます。

自動的に変換が行われるのは消費税率のみです。金額については、登録時のままとなっています。必要に応じて、定型仕訳の登録内容の見直しをお願いします。

- ・平成 26 年 4 月 1 日以降の伝票に関しては、各取引に関して [消費税率変更] の機能により 8%⇔5%を切り替えることも可能です。

⑦新規の定型仕訳パターンの消費税率について

新規に定型仕訳を登録する際には、消費税率に関して登録をすることができます。

マスター関係登録 > 振替伝票

新規 修正 削除

定型NO 2 リース料支払 カナ リース料払い

伝票日付 伝票NO 証憑NO 伝票バランス 0

NO	借方	消費税	金額	摘要	貸方	消費税	金額	
1	583 リース料 1 一般	10 仕入 標準						
借方合計					貸方合計			
0					0			

消費税率変更

- ・ 定型仕訳の登録で消費税の対象科目で消費税コード（30、40 は除く）を入力すると、消費税コードの下段に「標準」と表示されます。
- ・ [消費税率変更] を押すことで「8%」「5%」「標準」に切り替えることができます。
- ・ 『マスター関係登録』 > 『科目名称』 の<<科目別消費税>>で、勘定科目又は補助科目に消費税率が登録されていた場合には、その消費税率を自動表示します。

例) リース料の科目別補助「営業車」に8%の税率が登録されていた場合

※勘定科目又は補助科目に登録された消費税率が自動表示されますが、[消費税率変更] で任意の税率に変更することも可能です。ただし、定型仕訳として登録された消費税率は<<科目別消費税>>には反映しません。

マスター関係登録 > 振替伝票

新規 修正 削除

定型NO 2 リース料支払 カナ リース料払い

伝票日付 伝票NO 証憑NO 伝票バランス 0

NO	借方	消費税	金額	摘要	貸方	消費税	金額	
1	583 リース料 1 一般	10 仕入 8.0%						
借方合計					貸方合計			
0					0			

消費税率変更

⑧元帳での税率の確認方法

総勘定元帳などの元帳印刷では消費税コードおよび消費税率が表示・印刷されます。元帳なども同様です。

なお、消費税コード(税率)が表示されるのは、仕訳取引における消費税対象科目です。したがって、現金や預金などの元帳には消費税コード(税率)は表示されません。

▼『日常処理』>『総勘定元帳・補助元帳』

日常業務 > 総勘定元帳・補助元帳

印刷 条件設定

部門 全社 帳票 総勘定元帳 月度 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 決算

科目指定 6212 [未]材料仕入 平成26年3月~平成26年4月

伝票NO	月日	相手科目名	摘要	消 税率	借方金額	貸方金額	差引金額
	3.31	現金		10 5.0%	6,300,000		
		現金		10 5.0%	7,350,000		
1		材料仕入	完成工事原価振替/田中邸庭園改修工事	40		7,000,000	
		仮払消費税等	内税起票額 13,650,000 ※※月 計※※		-650,000 13,000,000	0 7,000,000	6,000,000
2	4.30	現金	原材料仕入	10 8.0%	8,640,000		
		材料仕入	完成工事原価振替/淀橋新築マンション下請け工事	40		14,000,000	
		仮払消費税等	内税起票額 8,640,000 ※※月 計※※		-640,000 8,000,000	0 14,000,000	0

▼「総勘定元帳」印刷プレビュー

総 勘 定 元 帳

6212 材 料 仕 入

伝票NO	26年 月日	相手科目	摘 要	借 方	貸 方	差引金額
	3.31	現金		10 5.0%	6,300,000	
		現金		10 5.0%	7,350,000	
1		*材料仕入	完成工事原価振替/田中邸庭園改修工事	40		7,000,000
		仮払消費税等	内税起票額 13,650,000 ※※月 計※※		-650,000 13,000,000	0 7,000,000
	4.30	現金	原材料仕入	10 8.0%	8,640,000	
2		*材料仕入	完成工事原価振替/淀橋新築マンション下請け工事	40		14,000,000
		仮払消費税等	内税起票額 8,640,000 ※※月 計※※		-640,000 8,000,000	0 14,000,000

▼仕訳帳における税率の表示

会計単位 : 一般

仕 訳 日 記 帳

検索NO	伝票NO 証憑NO	月日	借 方 科 目	貸 方 科 目	金 額	消 費 税 資金種科目	摘 要
1		4/01	現金 111 1	売上 511 1	105,000	10 5.0% 売上 1種	3月分売上
			現金 111 1	売上 511 1	5,000	1 現金売上	
2		4/01	現金 111 1	売上 511 1	108,000	10 8.0% 売上 1種	4月分売上
			現金 111 1	売上 511 1	8,000	1 現金売上	
			【借方合計】	213,000	【貸方合計】	213,000	【月計】 2件

⑨消費税精算表の活用してチェック

消費税精算表においては、「税率」欄で「総額」「8%」「5%」を切り替えることで、消費税率別の集計が可能になりました。

▼『日常処理』>『消費税精算表』 【売上関係】

日常業務 > 消費税精算表

印刷

月度: 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 決算

帳票区分: 消費税精算表 税率: 総額 売上 仕入

科目 名称	残高	内税	税売上		課税売上控除			貨倒回収	
			消費税	外税税抜	内税税込	消費税	外税税抜	内税税込	消費
[建]完成工事売	40,000,000	42	2,600,000	0	0	0	0	0	0
合計	40,000,000	42,600,000	2,600,000	0	0	0	0	0	0

【仮受/消費税等】

	残高	課税売上	売上控除	貨倒回収	貨倒償却	不課税	不明
内税入力	2,600,000	2,600,000	0	0	0	0	0
外税入力	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,600,000	2,600,000	0	0	0	0	0

【仕入関係】

日常業務 > 消費税精算表

印刷

月度: 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 決算

帳票区分: 消費税精算表 税率: 総額 売上 仕入

科目 名称	残高	内税税込	課税仕入		外税税抜	共通仕入			非課税 内税税込
			消費税	外税税抜		内税税込	消費税	外税税抜	
[未]材料仕入	50,000	22,342,500	1,292,500	0	0	0	0	0	0
[完]材料仕入	21,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	21,050,000	22,342,500	1,292,500	0	0	0	0	0	0

【仮払/消費税等】

	残高	課税売上対応		共通売上対応		非課税売上対応		輸入消費税
		課税仕入	仕入控除	課税仕入	仕入控除	課税仕入	仕入控除	
内税入力	1,292,500	1,292,500	0	0	0	0	0	0
外税入力	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,292,500	1,292,500	0	0	0	0	0	0

最寄りの商工会へお気軽に御相談ください！

平成 29 年度消費税軽減税率対応窓口相談等事業
消費税軽減税率対応相談窓口・転嫁対策相談窓口

商工会名		〒	住 所	T E L
朝 日 町		939-0741	富山県下新川郡朝日町泊 418	0765-83-2280
入 善 町		939-0626	富山県下新川郡入善町入膳 5232-5	0765-72-0163
上 市 町		930-0345	富山県中新川郡上市町南町 19	076-472-0716
立 山 舟 橋	本 所	930-0291	富山県中新川郡立山町前沢 2469	076-463-1221
	舟 橋 支 所	930-0289	富山県中新川郡舟橋村竹内 602	076-464-1516
富 山 市 南	本 部	939-2254	富山県富山市高内 368	076-461-6547
	大 沢 野 細 入	939-2254	富山県富山市高内 368	076-467-1963
	大 山	930-1312	富山県富山市上滝 387-4	076-483-1420
	婦 中	939-2753	富山県富山市婦中町笹倉 5	076-465-5700
富山市八尾山田		939-2354	富山県富山市八尾町東町 2149	076-455-3181
富 山 市 北	本 所	930-2243	富山県富山市四方 385-28	076-435-5588
	和 合	930-2243	富山県富山市四方 385-28	076-435-0182
	水 橋	939-3515	富山県富山市水橋辻ヶ堂 1919-2	076-478-0247
	呉 羽	930-0142	富山県富山市吉作 3264-8	076-436-0135
射 水 市	小 杉 本 所	939-0351	富山県射水市戸破 4229	0766-55-0072
	大 島	939-0274	富山県射水市小島 703 番地	0766-52-1329
	大 門	939-0232	富山県射水市大門 67 番地	0766-52-3510
	下	933-0204	富山県射水市加茂中部 893 番地	0766-59-2325
高 岡 市	本 部	939-1104	富山県高岡市戸出町 3-8-10	0766-63-6585
	戸 出	939-1104	富山県高岡市戸出町 3-8-10	0766-63-0792
	中 田	939-1272	富山県高岡市下麻生 1292	0766-36-0246
	福 岡	939-0132	富山県高岡市福岡町大滝 12	0766-64-3088
小 矢 部 市	本 所	932-0048	富山県小矢部市八和町 5-15	0766-67-0756
	小 矢 部	932-0048	富山県小矢部市八和町 5-15	0766-67-0756
	津 沢	932-0115	富山県小矢部市津沢 345	0766-61-2356
庄 川 町		932-0395	富山県砺波市庄川町示野 116	0763-82-1155
南 砺 市	本 部	939-1576	富山県南砺市やかた 324	0763-22-2536
	福 野	939-1576	富山県南砺市やかた 324	0763-22-2536
	福 光	939-1635	富山県南砺市福光 7336-4	0763-52-2038
	城 端	939-1864	富山県南砺市城端 648-1	0763-62-2163
	井 波	932-0211	富山県南砺市井波 3110-1	0763-82-0184
	五 箇 山	939-1923	富山県南砺市下梨 2271	0763-66-2044
	利 賀 村	939-2507	富山県南砺市利賀村 171	0763-68-2527
富山県商工会連合会		930-0855	富山市赤江町 1-7	076-441-2716

商工会は行きます・聞きます・提案します